

#### IV その他の支援

独自

#### 2 学校の臨時休業に伴う支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

##### (1) 教育電話相談

<p>支援内容</p>	<p>子育てや学校生活に関する相談窓口を設置します。 電話のほか、面接にも応じる。</p> <p>【相談例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勉強がわからない。</li> <li>・友達のこと悩んでいる。</li> <li>・子育てで困っている。</li> <li>・臨時休業になり、子どもの生活習慣が気になる。</li> </ul>
<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の小中学校に通う児童及びその保護者</li> </ul>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<p>特になし</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>受付場所：津山市教育相談窓口 津山市山北520（市役所本庁舎4階） （津山市教育委員会 学校教育課 家庭地域連携係 内） 受付時間：午後1時15分～午後5時15分（水・土・日・祝日を除く。）</p>
<p>問い合わせ先 （申請先）</p>	<p>津山市教育相談窓口 （電話）0868-31-2124</p>
<p>備考</p>	